

令和7年度 第2回
静岡市立小学校及び中学校通学区域審議会

日時：令和7年10月20日（月）

午後2時から

場所：静岡市役所清水庁舎3階

304会議室

次 第

- 1 開会の挨拶
- 2 審議事項
 - (1) 小学校の統合に伴う通学区域の変更について
 - (2) 中学校の統合に伴う通学区域の変更について
 - (3) 学校統合に伴う知的障害特別支援学級の通学区域の変更について
 - (4) 学校統合に伴う自閉症・情緒障害特別支援学級の通学区域の変更について
 - (5) 学校統合に伴う小規模特認校の指定の変更について
- 3 報告事項
 - (1) 学びの多様化学校の開設に伴う通学区域の設定について（予告）
- 4 閉会の挨拶

令和7年度通学区域審議会 委員名簿

選出区分	氏名	職業・役職	在職年数	委嘱回数
学識経験者	モチヅキ トシアキ 望月 俊昭	常葉大学准教授	3	2
保護者	スギヤマ アサミ 杉山 麻実	静岡市PTA連絡協議会副会長	2	2
保護者	ツゲイ トクオ 告井 督夫	静岡市PTA連絡協議会理事	1	1
市民	モチヅキ ヒデオ 望月 英夫	元市職員	5	3
市民	アラ トシコ 荒 壽子	元教員	3	2
校長	イセキ チエ 井関 智恵	静岡市立清水第三中学校長	2	2
校長	スギハラ カズコ 杉原 和子	静岡市立安倍口小学校長	1	1
教育長が必要と認める者	ナカムラ ミツル 中村 満	静岡市自治会連合会副会長 【葵区】	4	3
教育長が必要と認める者	ミツヤマ キヨシ 三津山 清	静岡市自治会連合会常任理事 【駿河区】	3	2
教育長が必要と認める者	オオイシ シンヤ 大石 眞也	静岡市自治会連合会常任理事 【清水区】	1	1

※在職年数は令和8年5月31日現在で記載

令和7年度 第2回 通学区域審議会 座席表

令和7年10月20日(月)午後2時00分～

清水庁舎3階 304会議室

委員長

望月 俊昭 様

学識経験者

望月 英夫 様

市民

荒 壽子 様

市民

中村 満 様

静岡市自治会連合会副会長

三津山 清 様

静岡市自治会連合会常任理事

大石 眞也 様

静岡市自治会連合会常任理事

副委員長

杉山 麻実 様

市PTA連絡協議会副会長

告井 督夫 様

市PTA連絡協議会理事

井関 智恵 様

清水第三中学校長

杉原 和子 様

安倍口小学校長

事務局①

児童生徒支援課長

局次長

事務局②

(児童生徒支援課 学事係)

傍聴席 (10名まで)

受付

附属機関等の会議の公開に関する要領

1 趣 旨

この要領は、市民の意見を市政に反映する機会を拡充し、市政に対する市民の理解と関心を深めるとともに、市民参画の推進を図るため、附属機関等（静岡市における附属機関等に関する指針（平成 19 年 4 月 1 日施行）に規定する附属機関等をいう。以下同じ。）の会議の公開について必要な事項を定めるものとする。

2 会議の公開の基準

- (1) 会議は、原則として公開する。ただし、当該会議が静岡市情報公開条例（平成 15 年静岡市条例第 4 号。以下「条例」という。）第 7 条各号に規定する非公開情報を含む内容について審議等を行う場合は、会議の全部又は一部を公開しない。
- (2) 前号ただし書に規定する内容について審議等を行う場合であっても、当該内容が、条例第 9 条に該当すると当該附属機関等が認めるときは、当該会議を公開することができる。

3 公開・非公開の決定

- (1) 会議の公開又は非公開の決定は、前項に定める会議の公開の基準（以下「公開基準」という。）に基づき、当該附属機関等がその会議において行うものとする。
- (2) 附属機関等は、会議の全部又は一部を公開しないことを決定した場合は、その理由を明らかにしなければならない。

4 公開の方法

- (1) 会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に当該会議の傍聴を認めること等の方法により行うものとする。
- (2) 会議の傍聴を認める場合は、傍聴定員をあらかじめ定め、当該会議の会場に傍聴席を設けるものとする。
- (3) その他会議の傍聴について必要な事項は、当該附属機関等が定めるものとする。

5 会議開催の周知

附属機関等の所管課は、会議の開催に当たっては、公開・非公開の別にかかわらず、当該会議開催日の 3 週間前までに、次の事項を市のホームページ等に掲示するとともに、必要に応じて報道機関に資料を提供するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 議題
- (5) 会議の公開又は非公開の別
- (6) 会議の全部又は一部を非公開とする場合においては、その理由

- (7) 傍聴者の定員及び希望者が定員を超えた場合の処置
- (8) 傍聴手続
- (9) その他必要な事項

6 会議録の作成

- (1) 附属機関等は、会議の公開・非公開の別にかかわらず、会議終了後、速やかに別記様式により、会議録を作成しなければならない。
- (2) 会議録の作成に当たっては、特に必要があると認められる場合を除き、要約を記録するものとする。
- (3) 発言者名は、特別な理由がある場合を除き、明確に記録するものとする。
- (4) 会議録の内容については、会長や出席委員等の確認をとり、これを作成するものとする。

7 会議録等の公表

- (1) 会議録及び会議資料（以下「会議録等」という。）は、作成後速やかに公表するものとする。ただし、非公開とした会議の会議録等のうち、会議終了後においてもなお条例第7条各号の規定に該当すると認められる事項が記載された部分については、この限りでない。
- (2) 会議録等の公表は、市のホームページへの掲載等により行うものとする。
- (3) 前号の規定による、市のホームページへの掲載の期間は、会議を開催した日の属する年度の翌年度の3月31日までとする。ただし、所管課長が期間を延長する必要があると認める場合には、総務局総務課と協議するものとする。

8 特別の定めのある場合の取扱い

附属機関等の会議の公開等について法令又は市の条例、規則等に特別の定めがあるときは、その定めるところによるものとする。

附 則

この要領は、平成19年4月1日以降に開催される附属機関等の会議について適用する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

<審議事項>

1 小学校の統合に伴う通学区域の変更について

(1) 静岡市立梅ヶ島小学校を静岡市立大河内小学校へ統合することに伴う通学区域の変更

現在の2小学校の通学区域を合わせて、統合校の通学区域とする。

旧（現行）		新（改正案）	
標準指定学校	通学区域	標準指定学校	通学区域
静岡市立大河内 小学校	葵区の区域のうち相 淵、有東木、渡、中平、 平野、横山及び蕨野の 区域	静岡市立大河内 小学校	葵区の区域のうち相 淵、有東木、 <u>梅ヶ島</u> 、 渡、中平、 <u>入島</u> 、平野、 横山及び蕨野の区域
静岡市立梅ヶ島 小学校	葵区の区域のうち梅ヶ 島及び入島の区域		

(2) 静岡市立蒲原東小学校及び静岡市立蒲原西小学校を静岡市立蒲原小学校として統合することに伴う通学区域の変更

現在の2小学校の通学区域を合わせて、統合校の通学区域とする。

旧（現行）		新（改正案）	
標準指定学校	通学区域	標準指定学校	通学区域
静岡市立蒲原東 小学校	清水区の区域のうち蒲 原の一部、蒲原一丁目、 蒲原二丁目、蒲原三丁 目の一部、蒲原四丁目 の一部、蒲原新栄及び 蒲原東の区域	静岡市立蒲原小 学校	清水区の区域のうち 蒲原、蒲原一丁目、蒲 原二丁目、蒲原三丁 目、蒲原四丁目、蒲原 神沢、蒲原小金、蒲原 新栄、蒲原新田一丁 目、蒲原新田二丁目、 蒲原堰沢、蒲原中及 び蒲原東の区域
静岡市立蒲原西 小学校	清水区の区域のうち蒲 原の一部、蒲原三丁目 の一部、蒲原四丁目の 一部、蒲原神沢、蒲原小 金、蒲原新田一丁目、蒲 原新田二丁目、蒲原堰 沢及び蒲原中の区域		

(3) 静岡市立由比北小学校を静岡市立由比小学校へ統合することに伴う通学区域の変更

現在の2小学校の通学区域を合わせて、統合校の通学区域とする。

旧（現行）		新（改正案）	
標準指定学校	通学区域	標準指定学校	通学区域
静岡市立由比小学校	清水区の区域のうち由比、由比阿僧、由比今宿、由比北田、由比寺尾、由比西倉澤、由比西山寺、由比東倉澤、 <u>由比東山寺の一部</u> 、 <u>由比町屋原及び由比八千代の区域</u>	静岡市立由比小学校	清水区の区域のうち由比、由比阿僧、由比今宿、 <u>由比入山</u> 、由比北田、由比寺尾、由比西倉澤、由比西山寺、由比東倉澤、 <u>由比東山寺</u> 、 <u>由比町屋原及び由比八千代の区域</u>
<u>静岡市立由比北小学校</u>	<u>清水区の区域のうち由比入山及び由比東山寺の一部の区域</u>		

2 中学校の統合に伴う通学区域の変更について

(1) 静岡市立梅ヶ島中学校を静岡市立大河内中学校へ統合することに伴う通学区域の変更

現在の2中学校の通学区域を合わせて、統合校の通学区域とする。

旧（現行）		新（改正案）	
標準指定学校	通学区域	標準指定学校	通学区域
静岡市立大河内中学校	葵区の区域のうち相淵、有東木、渡、中平、平野、横山及び蕨野の区域	静岡市立大河内中学校	葵区の区域のうち相淵、有東木、 <u>梅ヶ島</u> 、渡、中平、 <u>入島</u> 、平野、横山及び蕨野の区域
<u>静岡市立梅ヶ島中学校</u>	<u>葵区の区域のうち梅ヶ島及び入島の区域</u>		

3 学校統合に伴う知的障害特別支援学級の通学区域の変更について

(1) 小学校

旧（現行）		新（改正案）	
標準指定学校	指定学校	標準指定学校	指定学校
静岡市立賤機南小学校、静岡市立賤機中小学校、静岡市立賤機北小学校、静岡市立大河内小学校、 <u>静岡市立梅ヶ島小学校</u> 、静岡市立玉川小学校及び静岡市立井川小学校	静岡市立賤機南小学校	静岡市立賤機南小学校、静岡市立賤機中小学校、静岡市立賤機北小学校、静岡市立大河内小学校、静岡市立玉川小学校及び静岡市立井川小学校	静岡市立賤機南小学校
<u>(休級)</u>	<u>静岡市立梅ヶ島小学校</u>	(削除)	(削除)
<u>静岡市立蒲原東小学校及び静岡市立蒲原西小学校</u>	<u>静岡市立蒲原東小学校</u>	<u>静岡市立蒲原小学校</u>	<u>静岡市立蒲原小学校</u>
<u>静岡市立由比小学校及び静岡市立由比北小学校</u>	静岡市立由比小学校	静岡市立由比小学校	静岡市立由比小学校

(2) 中学校

旧（現行）		新（改正案）	
標準指定学校	指定学校	標準指定学校	指定学校
静岡市立賤機中学校、静岡市立大河内中学校及び <u>静岡市立梅ヶ島中学校</u>	静岡市立賤機中学校	静岡市立賤機中学校、静岡市立大河内中学校	静岡市立賤機中学校
<u>(休級)</u>	<u>静岡市立梅ヶ島中学校</u>	(削除)	(削除)

4 学校統合に伴う自閉症・情緒障害特別支援学級の通学区域の変更について

(1) 小学校

旧（現行）		新（改正案）	
標準指定学校	指定学校	標準指定学校	指定学校
静岡市立賤機南小学校、静岡市立賤機中小学校、静岡市立賤機北小学校、静岡市立松野小学校、静岡市立大河内小学校、 <u>静岡市立梅ヶ島小学校</u> 、静岡市立玉川小学校及び静岡市立井川小学校	静岡市立賤機南小学校	静岡市立賤機南小学校、静岡市立賤機中小学校、静岡市立賤機北小学校、静岡市立松野小学校、静岡市立大河内小学校、静岡市立玉川小学校及び静岡市立井川小学校	静岡市立賤機南小学校
<u>静岡市立蒲原東小学校</u> 及び <u>静岡市立蒲原西小学校</u>	静岡市立蒲原東小学校	<u>静岡市立蒲原小学校</u>	静岡市立蒲原小学校
静岡市立由比小学校及び <u>静岡市立由比北小学校</u>	静岡市立由比小学校	静岡市立由比小学校	静岡市立由比小学校

(2) 中学校

旧（現行）		新（改正案）	
標準指定学校	指定学校	標準指定学校	指定学校
静岡市立賤機中学校、静岡市立大河内中学校、 <u>静岡市立梅ヶ島中学校</u> 、静岡市立玉川中学校及び静岡市立井川中学校	静岡市立賤機中学校	静岡市立賤機中学校、静岡市立大河内中学校、静岡市立玉川中学校及び静岡市立井川中学校	静岡市立賤機中学校

5 学校統合に伴う小規模特認校の指定の変更について

旧（現行）		新（改正案）	
小規模特認校	静岡市立大河内小中学校、 <u>静岡市立梅ヶ島小中学校</u> 、静岡市立大川小中学校及び静岡市立玉川小中学校	小規模特認校	静岡市立大河内小中学校、静岡市立大川小中学校及び静岡市立玉川小中学校

6 施行日 令和8年4月1日

<審議事項の資料>

1 梅ヶ島小中学校及び大河内小中学校の統合について

(1) 統合後の通学先 大河内小中学校（葵区平野 1 8 5 0 - 6 6）

(2) 統合後の児童・生徒について（令和7年5月1日現在の推計値）

(人)

		1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
令和8年度	大河内小学校	1	1	2	3	2	5	14
	大河内中学校	5	6	5				16
令和9年度	大河内小学校	0	1	1	2	3	2	9
	大河内中学校	4	5	5				14
令和10年度	大河内小学校	1	0	1	1	2	3	8
	大河内中学校	2	4	4				10
令和11年度	大河内小学校	2	1	0	1	1	3	8
	大河内中学校	3	2	3				8
令和12年度	大河内小学校	3	2	1	0	1	1	8
	大河内中学校	2	3	2				7
令和13年度	大河内小学校	0	3	2	1	0	1	7
	大河内中学校	1	2	3				6

(3) 学校統合までの動き

- ア 令和6年12月 梅ヶ島自治会連合会・梅ヶ島小中学校 PTA から、梅ヶ島小中学校と大河内小中学校の統合に係る要望書提出（教育長宛て）
- イ 令和7年6月 第1回梅ヶ島・大河内地区学校統合協議会を開催
- ウ 令和7年10月 静岡市立学校設置条例改正（市議会9月定例会）
- エ 令和7年10月 第2回梅ヶ島・大河内地区学校統合協議会を開催（予定）
- オ 令和8年1月 第3回梅ヶ島・大河内地区学校統合協議会を開催（予定）
- カ 令和8年1月頃 入学者説明会（予定）
- キ 令和8年4月 梅ヶ島小学校、大河内小学校が統合
梅ヶ島中学校、大河内中学校が統合

2 蒲原西小学校及び蒲原東小学校の統合について

- (1) 統合後の通学先 蒲原小中学校（清水区蒲原4-9）
 ※現在の蒲原中学校敷地に新設

- (2) 統合後の児童・生徒について（令和7年5月1日現在の推計値）

（人）

		1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
令和8年度	蒲原小学校	61	55	43	57	63	54	333
	蒲原中学校	57	71	59				187
令和9年度	蒲原小学校	53	58	53	42	54	61	321
	蒲原中学校	54	57	71				182
令和10年度	蒲原小学校	48	51	57	51	40	52	299
	蒲原中学校	65	54	57				176
令和11年度	蒲原小学校	48	46	49	54	48	39	284
	蒲原中学校	53	65	54				172
令和12年度	蒲原小学校	30	46	45	46	51	47	265
	蒲原中学校	41	53	65				159
令和13年度	蒲原小学校	42	29	44	43	45	50	253
	蒲原中学校	51	41	53				145

- (3) 学校統合までの動き

- ア 令和2年5月 蒲原地区連合自治会ほかから、蒲原地区施設一体型小中一貫校の新築整備に係る要望書提出（教育長宛て）
- イ 令和2年11月 第1回蒲原地区学校統合準備委員会開催（以後、継続して実施）
- ウ 令和3年度 新校舎基本設計
- エ 令和4～5年度 新校舎設計（基本設計、実施設計）
- オ 令和5～6年度 校舎管理棟解体工事
- カ 令和6～7年度 新校舎建設工事
- キ 令和6年5月 第1回蒲原地区学校開校準備委員会を開催（以後、継続して実施）
- ク 令和7年10月 静岡市立学校設置条例改正（市議会9月定例会）
- ケ 令和7年10月 令和7年度第3回蒲原地区学校開校準備委員会を開催（予定）
- コ 令和8年1月 令和7年度第4回蒲原地区学校開校準備委員会を開催（予定）
- サ 令和8年1月頃 入学者説明会（予定）
- シ 令和8年4月 蒲原西小学校、蒲原東小学校を統合し、現蒲原中学校の敷地で施設一体型の小中学校開校

3 由比小学校及び由比北小学校の統合について

- (1) 統合後の通学先 由比小学校（清水区由比町屋原329）
 ※令和10年4月からは由比小中学校（清水区由比456 ※現在の由比中学校）に変更

- (2) 統合後の児童・生徒について（令和7年5月1日現在の推計値）

(人)

		1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
令和8年度	由比小学校	23	18	22	33	37	44	177
	由比中学校	38	42	45				125
令和9年度	由比小学校	16	22	17	21	31	34	141
	由比中学校	38	38	43				119
令和10年度	由比小学校	23	15	20	17	20	30	125
	由比中学校	32	38	39				109
令和11年度	由比小学校	17	22	15	20	16	19	109
	由比中学校	28	32	39				99
令和12年度	由比小学校	14	16	20	14	19	15	98
	由比中学校	20	28	33				81
令和13年度	由比小学校	8	13	16	20	13	17	87
	由比中学校	16	20	28				64

- (3) 学校統合までの動き

- ア 令和7年1月 由比地区連合自治会ほかから、由比小学校と由比北小学校の統合及び現由比中学校敷地における施設一体型の小中一貫校の整備に係る要望書提出（教育長宛て）
- イ 令和7年3月 第1回由比地区学校開校準備委員会を開催
- ウ 令和7年6月 第2回由比地区学校開校準備委員会を開催
- エ 令和7年10月 静岡市立学校設置条例改正（市議会9月定例会）
- オ 令和7年10月 第3回由比地区学校開校準備委員会を開催（予定）
- カ 令和8年1月 第4回由比地区学校開校準備委員会を開催（予定）
- キ 令和8年1月頃 入学者説明会（予定）
- ク 令和8年4月 由比小学校、由比北小学校が統合
- ケ 令和10年4月 現由比中学校の敷地で施設一体型の小中学校開校

07 静教教児第 1357 号

令和 7 年 9 月 2 日

静岡市立小学校及び中学校通学区域審議会 様

静岡市教育委員会

(教育委員会事務局教育局児童生徒支援課)



静岡市教育委員会は、下記の事項について諮問します。

記

1 市立小学校の統合に伴う通学区域の変更について

(理 由)

静岡市立梅ヶ島小学校を静岡市立大河内小学校へ、静岡市立由比北小学校を静岡市立由比小学校へそれぞれ統合し、また、静岡市立蒲原東小学校及び静岡市立蒲原西小学校を統合し、新たに静岡市立蒲原小学校を設置するのに伴い、通学区域の変更が必要になるため。

2 市立中学校の統合に伴う通学区域の変更について

(理 由)

静岡市立梅ヶ島中学校を静岡市立大河内中学校へ統合するのに伴い、通学区域の変更が必要になるため。

1 小学校の統合に伴う通学区域の変更について

(1) 静岡市立梅ヶ島小学校を静岡市立大河内小学校へ統合することに伴う通学区域の変更

現在の2小学校の通学区域を合わせて、統合校の通学区域とする。

旧（現行）		新（改正案）	
標準指定学校	通学区域	標準指定学校	通学区域
静岡市立大河内 小学校	葵区の区域のうち相 淵、有東木、渡、中平、 平野、横山及び蕨野の 区域	静岡市立大河内 小学校	葵区の区域のうち相 淵、有東木、 <u>梅ヶ島</u> 、 渡、中平、 <u>入島</u> 、平野、 横山及び蕨野の区域
静岡市立梅ヶ島 小学校	葵区の区域のうち梅ヶ 島及び入島の区域		

(2) 静岡市立蒲原東小学校及び静岡市立蒲原西小学校を静岡市立蒲原小学校として統合することに伴う通学区域の変更

現在の2小学校の通学区域を合わせて、統合校の通学区域とする。

旧（現行）		新（改正案）	
標準指定学校	通学区域	標準指定学校	通学区域
静岡市立蒲原東 小学校	清水区の区域のうち蒲 原の一部、蒲原一丁目、 <u>蒲原二丁目、蒲原三丁 目</u> の一部、蒲原四丁目 の一部、蒲原新栄及び 蒲原東の区域	静岡市立蒲原小 学校	清水区の区域のうち 蒲原、蒲原一丁目、蒲 原二丁目、蒲原三丁 目、蒲原四丁目、蒲原 神沢、蒲原小金、蒲原 新栄、蒲原新田一丁 目、蒲原新田二丁目、 蒲原堰沢、蒲原中及 び蒲原東の区域
静岡市立蒲原西 小学校	清水区の区域のうち蒲 原の一部、蒲原三丁目 の一部、蒲原四丁目の 一部、蒲原神沢、蒲原小 金、蒲原新田一丁目、蒲 原新田二丁目、蒲原堰 沢及び蒲原中の区域		

(3) 静岡市立由比北小学校を静岡市立由比小学校へ統合することに伴う通学区域の変更

現在の2小学校の通学区域を合わせて、統合校の通学区域とする。

旧（現行）		新（改正案）	
標準指定学校	通学区域	標準指定学校	通学区域
静岡市立由比小学校	清水区の区域のうち由比、由比阿僧、由比今宿、由比北田、由比寺尾、由比西倉澤、由比西山寺、由比東倉澤、 <u>由比東山寺の一部</u> 、由比町屋原及び由比八千代の区域	静岡市立由比小学校	清水区の区域のうち由比、由比阿僧、由比今宿、 <u>由比入山</u> 、由比北田、由比寺尾、由比西倉澤、由比西山寺、由比東倉澤、 <u>由比東山寺</u> 、 <u>由比町屋原</u> 及び由比八千代の区域
静岡市立由比北小学校	清水区の区域のうち <u>由比入山及び由比東山寺の一部</u> の区域		

2 中学校の統合に伴う通学区域の変更について

(1) 静岡市立梅ヶ島中学校を静岡市立大河内中学校へ統合することに伴う通学区域の変更

現在の2中学校の通学区域を合わせて、統合校の通学区域とする。

旧（現行）		新（改正案）	
標準指定学校	通学区域	標準指定学校	通学区域
静岡市立大河内中学校	葵区の区域のうち相淵、有東木、渡、中平、平野、横山及び蕨野の区域	静岡市立大河内中学校	葵区の区域のうち相淵、有東木、 <u>梅ヶ島</u> 、渡、中平、 <u>入島</u> 、平野、横山及び蕨野の区域
静岡市立梅ヶ島中学校	葵区の区域のうち <u>梅ヶ島及び入島</u> の区域		

3 学校統合に伴う知的障害特別支援学級の通学区域の変更について

(1) 小学校

旧（現行）		新（改正案）	
標準指定学校	指定学校	標準指定学校	指定学校
静岡市立賤機南小学校、 静岡市立賤機中小学校、 静岡市立賤機北小学校、 静岡市立大河内小学校、 <u>静岡市立梅ヶ島小学校、</u> 静岡市立玉川小学校及び 静岡市立井川小学校	静岡市立賤 機南小学校	静岡市立賤機南小学校、 静岡市立賤機中小学校、 静岡市立賤機北小学校、 静岡市立大河内小学校、 静岡市立玉川小学校及び 静岡市立井川小学校	静岡市立賤 機南小学校
<u>（休級）</u>	静岡市立梅 ヶ島小学校	（削除）	（削除）
<u>静岡市立蒲原東小学校及 び静岡市立蒲原西小学校</u>	静岡市立蒲 原東小学校	静岡市立蒲原小学校	静岡市立蒲 原小学校
静岡市立由比小学校及び <u>静岡市立由比北小学校</u>	静岡市立由 比小学校	静岡市立由比小学校	静岡市立由 比小学校

(2) 中学校

旧（現行）		新（改正案）	
標準指定学校	指定学校	標準指定学校	指定学校
静岡市立賤機中学校、静 岡市立大河内中学校及び <u>静岡市立梅ヶ島中学校</u>	静岡市立賤 機中学校	静岡市立賤機中学校、静 岡市立大河内中学校	静岡市立賤 機中学校
<u>（休級）</u>	静岡市立梅 ヶ島中学校	（削除）	（削除）

4 学校統合に伴う自閉症・情緒障害特別支援学級の通学区域の変更について

(1) 小学校

旧（現行）		新（改正案）	
標準指定学校	指定学校	標準指定学校	指定学校
静岡市立賤機南小学校、 静岡市立賤機中小学校、 静岡市立賤機北小学校、 静岡市立松野小学校、静岡市立大河内小学校、静岡市立梅ヶ島小学校、静岡市立玉川小学校及び静岡市立井川小学校	静岡市立賤機南小学校	静岡市立賤機南小学校、 静岡市立賤機中小学校、 静岡市立賤機北小学校、 静岡市立松野小学校、静岡市立大河内小学校、静岡市立玉川小学校及び静岡市立井川小学校	静岡市立賤機南小学校
静岡市立蒲原東小学校及び静岡市立蒲原西小学校	静岡市立蒲原東小学校	静岡市立蒲原小学校	静岡市立蒲原小学校
静岡市立由比小学校及び静岡市立由比北小学校	静岡市立由比小学校	静岡市立由比小学校	静岡市立由比小学校

(2) 中学校

旧（現行）		新（改正案）	
標準指定学校	指定学校	標準指定学校	指定学校
静岡市立賤機中学校、静岡市立大河内中学校、静岡市立梅ヶ島中学校、静岡市立玉川中学校及び静岡市立井川中学校	静岡市立賤機中学校	静岡市立賤機中学校、静岡市立大河内中学校、静岡市立玉川中学校及び静岡市立井川中学校	静岡市立賤機中学校

5 学校統合に伴う小規模特認校の指定の変更について

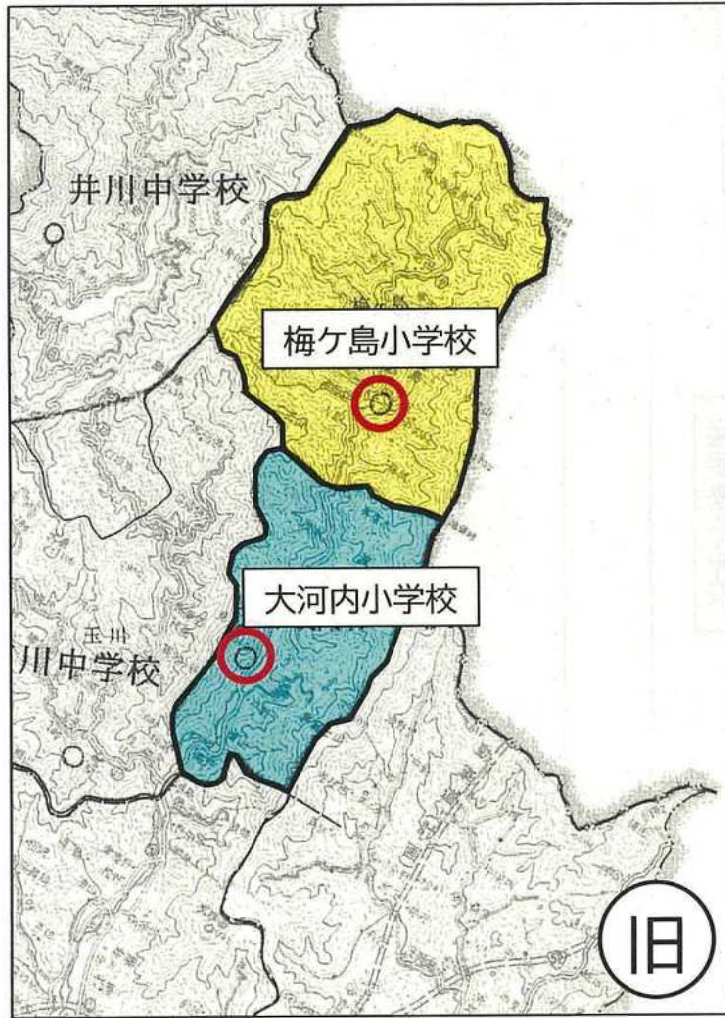
旧（現行）		新（改正案）	
小規模特認校	静岡市立大河内小中学校、静岡市立梅ヶ島小中学校、静岡市立大川小中学校及び静岡市立玉川小中学校	小規模特認校	静岡市立大河内小中学校、静岡市立大川小中学校及び静岡市立玉川小中学校

6 施行日 令和8年4月1日

葵区梅ヶ島・大河内地区2小学校の統合

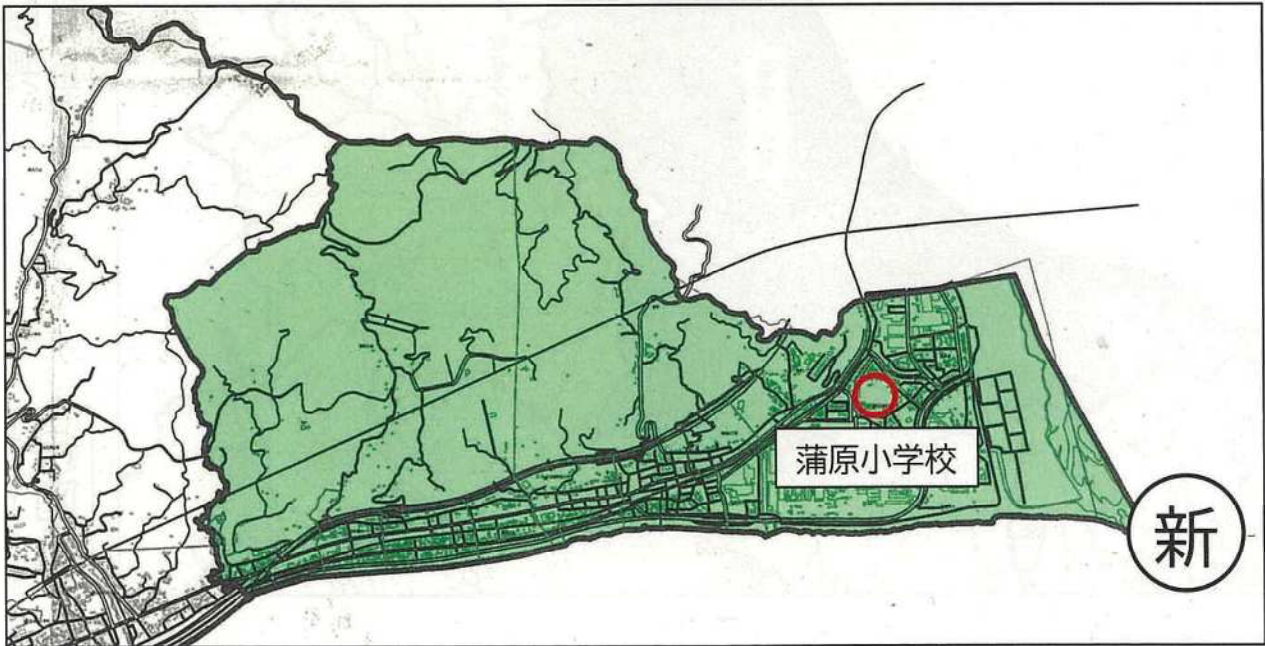
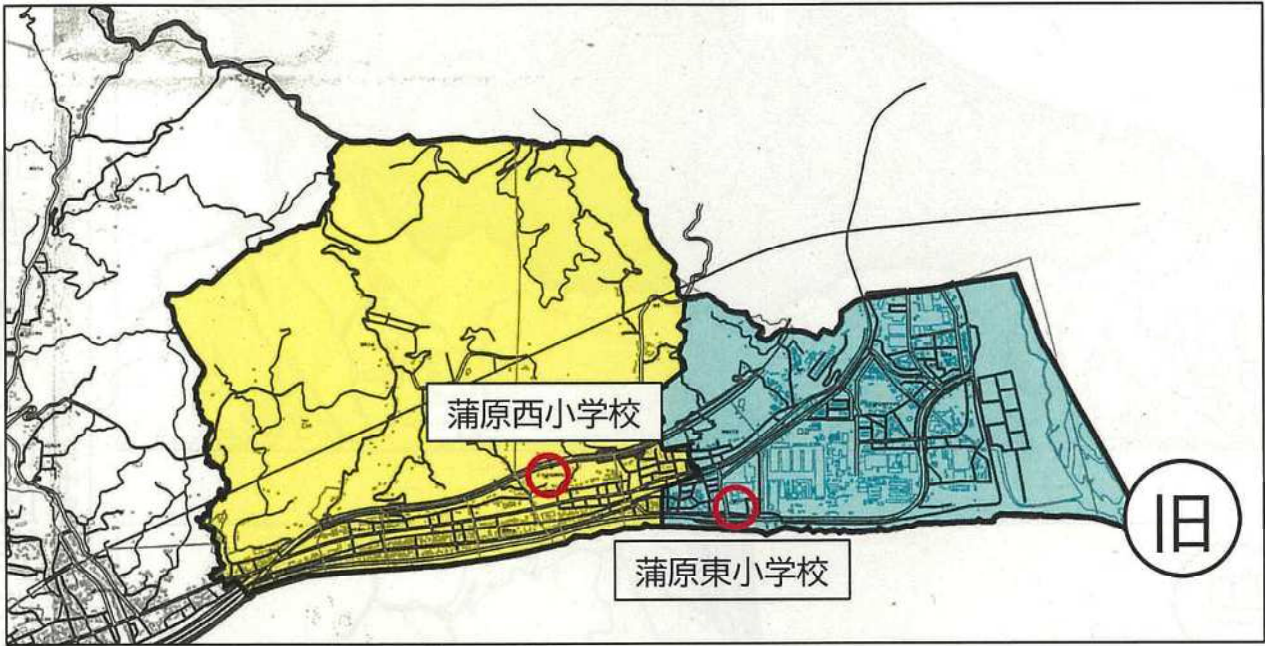
(梅ヶ島小、大河内小の通学区域を一つにまとめる)

地図①



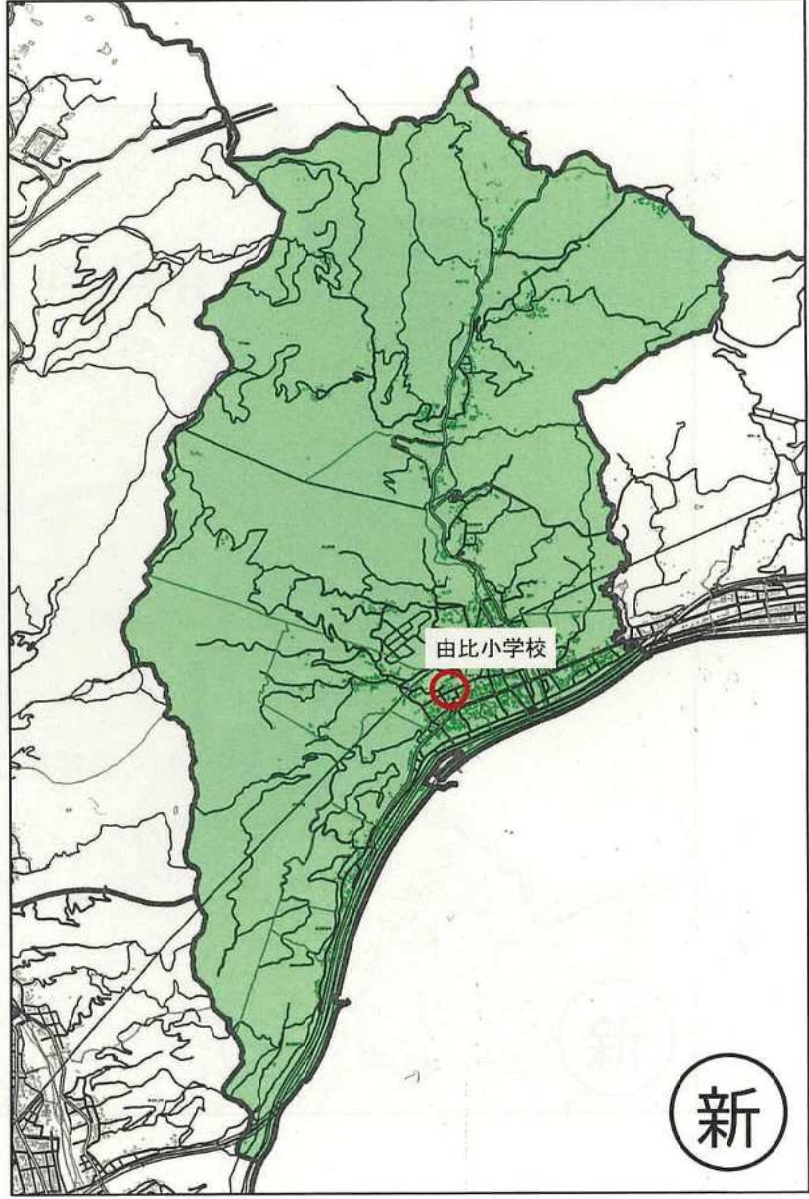
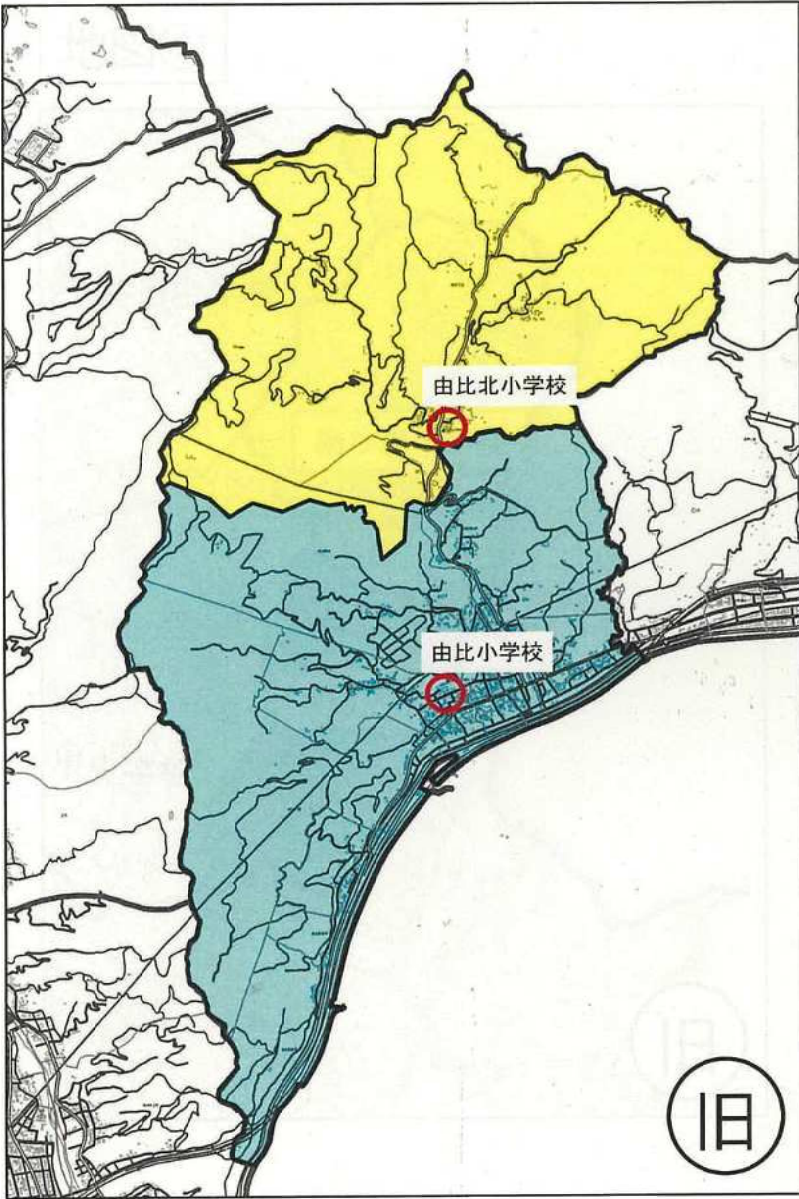
清水区蒲原地区2小学校の統合
(蒲原西小、蒲原東小の通学区域を一つにまとめる)

地図②



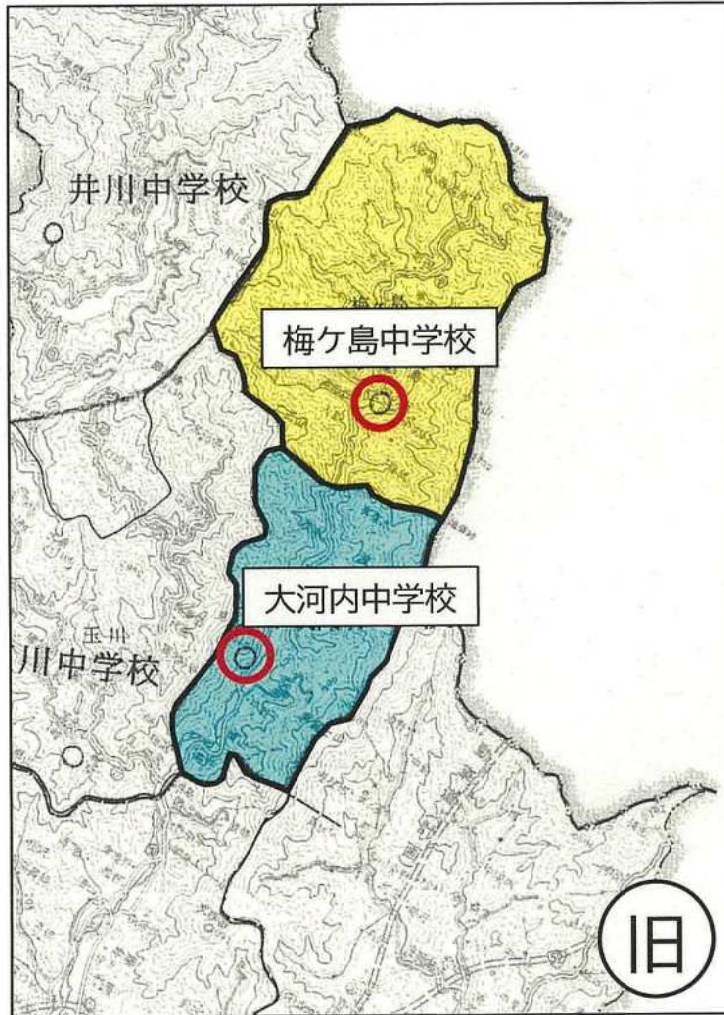
地図③

清水区由比地区2小学校の統合
(由比北小、由比小の通学区域を一つにまとめる)



葵区梅ヶ島・大河内地区2中学校の統合
(梅ヶ島中、大河内中の通学区域を一つにまとめる)

地図④



<報告事項>

1 学びの多様化学校の開設に伴う通学区域の設定について（予告）

- ・ 本市は、「通常の学校生活に不応を起し、不登校となっている児童生徒に対して、適切な指導のもとにその心理的な不安等の改善に努め、社会的な自立を支援することを目的として設置する」ものとして、令和8年4月から、新通小学校の空き教室に、末広中学校の分教室として「学びの多様化学校 ※」の設置を予定している。
- ・ 「学びの多様化学校」の設置に伴い通学区域の設定が必要となるため、今年度 第3回通学区域審議会の際に、ご審議いただきたい。

※ 学びの多様化学校とは…教育機会確保法第10条、学校教育法施行規則第56条及び文科省不登校支援「COCOLOプラン」に基づき、不登校の児童生徒が通いやすいよう特別に教育課程を編成した学校。（旧不登校特例校）

学びの多様化学校 静岡市立末広中学校分教室

内容は今後変更となる可能性があります。
変更があった場合は、HP等に掲載いたします。

「学びの多様化学校」とは……

様々な理由で学校に行きづらい子どもたちに学びの場を保障し、社会的自立を支えるための学校です。

ゆったりとした学校生活

- 余裕をもてる授業時数
- ゆとりある登校時刻
- 校則のない学校生活

自分のペースでの学び

- 何度でもできる学び直し
- 「やってみたい」を実現する授業
- ICTを活用した学習

安心できる空間

- ゆったりとした教室環境
- 個別学習の空間
- くつろげる協働空間

静岡市立末広中学校分教室学びの多様化学校

校 種：中学校
 開校時期：令和8年4月予定
 生徒数：各学年16名程度 計48名程度
 学級数：各学年1クラス
 場 所：静岡市立新通小学校 東校舎3・4階

【令和8年度の入学について】

以下の①～⑤の要件にすべて当てはまる生徒で、入学を希望する生徒に対し、本人及びその保護者との面談を行い、静岡教育委員会事務局内に設置される入学者検討委員会にて、入学が適当か総合的に判断します。

- 令和8年4月1日時点で静岡市在住の中学1～3年生である
- 令和7年度、在籍校において不登校状態である
または不登校の傾向※1がみられる児童生徒
- 自分のペースで登校し、安心して学びたいと考えている生徒

※1不登校の傾向 例①：登校はできているが、教室に入らずに別室で過ごしている
 例②：1日教室で過ごすことが難しく、遅刻・早退が多い



静岡市葵区駒形通2丁目4-47

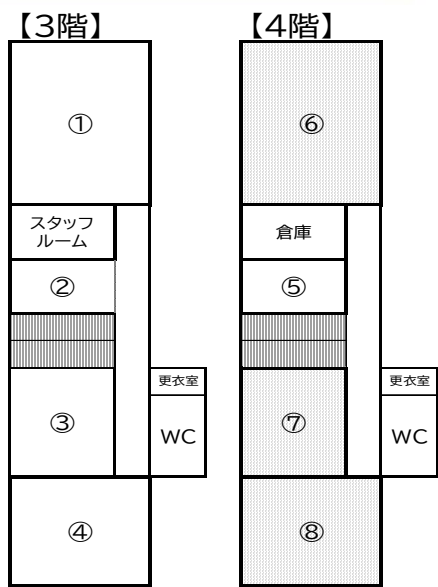
<ACCESS>

- 静岡駅：徒歩約20分
- 新静岡駅：徒歩約20分
- 駒形二丁目バス停(西部循環A、用宗線等)：徒歩2分
- 本通六丁目バス停(丸子線、丸子小坂線等)：徒歩3分

1日の流れ(イメージ)

※時間はイメージのため、今後変更となる可能性があります。

時間	月	火	水	木	金
9:35-9:50	朝の会：スタートアップ				
9:55-10:40	教科学習	通常の授業だけに限らず、個人の進度に合わせた学習や			
10:50-11:35	教科学習	ICTの活用、探究型学習、個別学習など、本人の意思に			
11:45-12:30	教科学習	沿った「自分のペースでの学び」を行います。			
12:30-13:25	昼食・休憩				
13:25-14:10	教科学習	教科学習	リフレクション	総合	教科学習
14:20-15:05	リフレクション	総合	ブランクタイム (一人ひとりの「好き」 や「興味関心」をもと に、自由に活動を行う) ※ 参加自由	総合	リフレクション
-15:30	ブランクタイム (一人ひとりの「好き」 や「興味関心」をもと に、自由に活動を行う) ※ 参加自由	リフレクション		リフレクション	



	部屋名 (仮称)	用途
①	マルチスペース	全体やグループで交流を深めたり、自由に体を動かし心身をリフレッシュするための場
②	いこいスペース	開放感の中でリラックスしたりコミュニケーションしたりする場
③	ロッカールーム	登校時に立ち寄り、自分の荷物を管理する部屋
④	カフェ・ラボ	ゆったり体や心を休めたり、本を読んだり、おしゃべりしたりと、様々な使い方ができる多目的空間
⑤	マイタイムルーム	じっくり1人で学習したい時の個人学習スペース
⑥⑦⑧	リビングルーム	各学年が登校後に集まり、授業等普段の日常生活を送る部屋

入学・転入までの流れ(予定)

※詳細は静岡市HP「不登校支援について」に随時掲載します。

時期	内容	備考
10月18日、11月1日、16日	学校説明会	学校の特色や入学の申請などについて説明します。
10月20日～11月28日	個別相談	説明会に参加できない場合は個別相談も受け付けます。
11月16日	学校見学会	改修前ですが、教室の広さや周辺を確認できます。
11月17日～12月5日	入学申請書受付	保護者から教育委員会に提出してください。
12月13日 (予備日20日)	入学・転学面談	入学・転学には本人及び保護者の面談が必要です。
1月下旬	入学者の決定	教育委員会から個別に連絡します。
2月中旬	入学説明会	保護者に向けて、入学に関する説明を行います。
3月下旬	プレ登校日	希望する生徒に、職員が学校の施設等を案内します。
4月	開校式	登校開始

Q & A

Q 1 : 教育支援センターやフリースクールとはどこが違うのですか？

学びの多様な学校は、学校教育法で定められる「学校」に位置付けられます。そのため、生徒は学びの多様な学校に入学、もしくは現在籍校から学びの多様な学校に転校することになります。また、教育課程に沿って教員が授業を行い、卒業後の進路についても、通常の学校と同様の支援を行います。

Q 2 : 新通小の児童と一緒に生活するのですか？

新通小東校舎3・4階を使用しますが、使用教室や昇降口を分け、基本的には別々の生活となります。登下校時刻は、新通小と異なるように設定する予定です。

Q 3 : 末広中学校との関わりはどうですか？

新通小学校への設置になりますが、中学生を対象とした末広中学校の分教室として設置するため、末広中学校に在籍する生徒になります。ただし、学校生活は基本的に末広中学校の生徒とは別々となります。

問い合わせ先

静岡市教育委員会事務局 学校教育課学びの多様な推進室
 住所 静岡市清水区旭町6番8号(清水庁舎8階)
 電話 054-354-2522 (受付 平日8:30~17:15)

静岡市教育委員会HP
 「不登校支援について」

